

2) ガイドライン検討項目一覧

見直し検討事項	現行	見直し理由	改善案
1. 医療機関債の発行体の見直し	ガイドライン第1 医療機関債の定義 1. このガイドラインにおいて、医療機関債とは、医療機関を開設する医療法人(医療法(昭和23年法律第205号)第39条の医療法人をいう。以下同じ)が、民法上の消費貸借として行う金銭の借入に際し、金銭を借入れたことを証する目的で作成する証拠証券をいうものであること。	債券発行の根拠法をもたない財団法人などが、ガイドラインに準拠して医療機関債の発行を行っている実態がある。	(一案) 医療法人に限らず、債券発行の根拠法をもたない医療機関の開設者は、ガイドラインの適用対象とする。
2. 発行条件の緩和	ガイドライン第2の1 医療機関債を発行できる医療法人 ① 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」(昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。)及び医療法その他法令に抵触しないようにしなければならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って3年度以上税引前純損益が黒字であるなど経営成績が堅実であることが望ましいものであること。	税引前純損益で判断すると、特別損益の多寡に左右されてしまうので、持続可能な経営成績であるかどうかをみるためには、経常損益段階で判断する方がより適切であると思われる。	(一案) その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って3年度以上経常損益が黒字であるなど、経営成績が堅実であることが望ましいものであること。
3. 借換債の発行を可能とするよう、発行目的を見直す	ガイドライン意見・第2の4 償還資金の調達方法の説明について 「資産の取得以外の目的のためには発行しないものとする」としており、償還資金を医療機関債により調達することは、認められません。 ガイドライン第2の2 借入金たる性格の明確化 ①医療機関債は、資金を借り入れる医療法人の資産の取得の利便のために発行するものとし、資産の取得以外の目的には発行しないものとする。	現行のガイドラインは、資産の取得を目的として発行するため、借換債の発行を許していないが、建替え費用などの長期の資金需要に5年～7年の債券発行年限では、対応できない。社債の場合、発行目的は限られておらず、当然ながら借換債の発行は行われており、医療機関債についても、資産の取得目的に限定しない改正が求められる。また、医療法人にとって、医師確保等のための運転資金が昨今、必要となっており、発行目的の拡大がこの面からも求められている。	(一案) 医療機関債は、医業に資する目的以外には発行しないものとする。
4. 発行要項の見直し	ガイドライン第2の4 発行要項の策定等による情報開示 ①医療機関債を発行するに当たっては、医療法人は、発行要項(借入金の目的である事業の概要や償還資金の調達方法、発行期間等を記した購入申込者向けの説明書であって中長期的な事業計画との関連での資金の償還に係る計画を含むもの。)を作成するものとする。	発行要項の記載事項は契約内容に限定し、事業の概要や償還資金の調達方法等は契約内容ではないので、説明資料として位置づけてはどうか。発行要項を説明書とするのではなく、社債の場合は、発行目論見書の中に発行要項があるので、医療機関債は、目論見書ではなく医療機関債発行説明書とし、説明書の中に発行要項を記載することとする。 また発行要項に記載する事項や債券のリスクの説明は、社会医療法人債の記載内容に準じて記載すべき事項を明示してはどうか。金融商品取引法に従う社会医療法人との整合性を図るべきと思われる。	(一案) 医療機関債を発行する医療法人は、購入申込者向けに医療機関債発行説明書を作成し、発行要項、商品説明書、発行目的である事業の概要や償還資金の調達方法(中長期的な事業計画との関連での資金の償還に係る計画を含むもの)の記載に加え、法定の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を開示すること。 なお、発行要項には下記の内容を記載すること。 発行総額、申込単位、利率、申込期間、払込期日、申込取扱場所、申込の取扱方法、資金使途、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、中途換金、第三者への譲渡制限、担保、財務情報の開示など財務上の特約、医療機関債券発行に関する事項、購入者集会に関する事項、その他購入者に必要な事項。 商品説明書は、医療機関債のリスク及び医療機関債の取得にあたって、購入者が支払うべき手数料等がある場合には、その額又は計算方法を明記するなど、金融商品取引法の規定に準じた記載を行うことが望ましいこと。
5. 複数回の発行制限	ガイドライン第2の5 発行条件等 (1) 利率等 ①利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとする。一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員の同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。	一回の発行ではなく、時期をずらして発行する場合も考えられるので、複数回の発行に制限を設けたいが、どのくらいの間隔をおくべきか、とくに、購入対象者が異なる場合や、1億円未満、49人以下の発行で外部監査を受けないケースについて問題となる。なんらかの制限を設けるべきであるが、制限が厳しすぎると発行を阻害する要因となるので、注意が必要である。	(一案) 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとする。一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員の同族関係者との間で、差異を設けてはならない。また、医療機関債の発行より3ヶ月以内に、発行条件の著しく異なる新たな医療機関債を発行することは望ましくない。ただし、経済等の環境に著しい変化が生じた場合や機関投資家が全額引き受ける場合はこの限りではない。
6. 上限利率の見直し	ガイドライン第2の5 発行条件等 (1) 利率等 ②利率の決定に当たっては、発行予定日2カ月前発表の新発長期国債利回りに1%を上乗せしたものを標準利率とし、その標準利率の2倍に相当する率又は標準利率に2%を上乗せした率のいずれか低い方の率を限度とすることが適当であることに留意すること。	利率の規定は、標準金利が強制されていると勘違いされたり、金融機関が自由な利率設定をできないために医療機関債を敬遠する理由となるなど医療機関債の普及を妨げる要因になっている。この規定の本来の意味は、理事長など同族関係者への剰余金配当を防止するために設定されたものであるから、その策を別途考え、本来市場原理によって定められるべき金利については制限規定をはずす方向で検討すべきと思われる。	(一案) 利率の決定に当たっては不当に高い利率を設定して、みなし剰余金配当とならないように留意すること。
7. 利率設定に、ゼロ、固定金利、変動金利を導入	同上	医療機関債は、地域住民等が医療を支えるお金を投与するものであり、地域によっては金銭による利払いではなく健康診断など医療機関らしいサービスを求めるケースや、利息ゼロであっても施設を作りたいという基金に準じた要望もあると思われる。医療機関債の発行形態の多様性を認め、さまざまなニーズに応えるために、利率ゼロの規定を新設したい。また、固定金利の場合には、発行要項に予め記載することによって、期限前償還を許すようにしたい。(変動金利の場合は条件変更の扱いとなる)	(一案) 医療機関債の利率は、固定金利又は変動金利のどちらかとする。固定金利の場合に、期限前償還を発行者が行使できる権利を付与することは妨げないが予め発行要項に記載しておくべきではない。 また、利率をゼロとすることも可能であるが、金銭以外の経済的利益を付与する場合は、6(1)②規定にふれぬよう留意すること。
8. 譲渡制限を原則とする	ガイドライン第2の5 発行条件等 (3) 譲渡制限 ①医療機関債の譲渡制限については、医療法人の適正な運営の観点から十分に踏まえ、対応するものとする。 ②医療機関債の譲渡を制限する場合は、民法等関係法令を踏まえ、その制限の内容、制限下において譲渡する際に必要な手続き等について、あらかじめ決めておくものとする。	金融商品取引法の規定によれば、私募債の発行については譲渡制限が原則となるので、49人以下の発行に関しては譲渡制限を設けることが望ましいこと、また、投資家保護の観点から券面に記載することを明記する。	(一案) ①医療法人の適正な運営の観点から、特に購入者49人以下の医療機関債については、譲渡制限を設けることが望ましい。 ②医療機関債の譲渡を制限する場合、譲渡は理事会の承認を得て行うものとする。この場合、発行要項に記載することに加え、債券を発行する場合には譲渡制限の事実及び譲渡承認方法について債券面に明記すること。
9. 購入者に役立つ情報の開示	ガイドライン第2の6 債券購入者等との関係 (3) 決算期ごとの情報の開示 ①医療法第51条の2の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、事業計画書等についても、これら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。	購入者に対して開示すべき情報は、資金の使途、取得した資産の状況、過去3年度の主要な経営指標等の推移など購入者にとってわかりやすくかつ必要な情報提供を工夫すべきと思われる。	(一案) (3) 決算期ごとの情報の開示 ①医療法第51条の2の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、医療機関債の資金の使途や取得した資産の状況、過去3年度の主要な経営指標等の推移等を記載した報告書をこれら法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、購入者に対して情報提供を行うものとする。
10. 条件変更の見直し	ガイドライン第2の6 債券購入者等との関係 (4) 条件の変更 医療機関債の発行の際に明示した条件(利率、償還期日等)を変更するときは、医療法人は、購入者全員による集会の開催等により購入者の同意を得るものとし、その同意を得る方法については、これをあらかじめ定めた上、前記4①の発行要項に明示するものとする。	購入者全員による集会の開催等により購入者の同意を得るとするのは、非現実的である。発行金額の3分の2、または購入者数の3分の2以上の同意を得るものとし、同意しなかった購入者に対しては、買取請求を認めるなどに変更してはどうか。	(一案) 医療機関債の発行の際に明示した条件(利率、償還期日等)の変更は、投資家に対する信用の毀損につながるから、極力避けるべきである。万が一、やむを得ず変更を行う場合は、医療法人は、購入者が有する購入総額または購入者数の3分の2以上の購入者の同意を得るものとし、同意しなかった購入者に対しては買取請求を認めるなど、予め定めた上、発行要項に明示するものとする。
11. 期中償還事由の拡大	ガイドライン第2の7 償還 (2) 期中償還 満期日前に、購入者の死亡等の理由により、相続人からの医療機関債の償還の申し出があった場合には、医療法人が買入れ償還することができるものであること。	購入者死亡以外にも、期中償還(特別解約)できる事由があり、限定列举してはどうか。	(一案) 償還期日前であっても、次の事由に該当し、購入者または購入者の相続人から申し出があれば、医療法人が買入れ償還できるものとする。 1. 購入者が死亡したとき 2. 購入者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき 3. 購入者が破産宣告を受けたとき 4. 購入者が疾病により生計の維持ができなくなったとき 5. その他各号に準ずる事由があるものとして発行者が認めるとき
12. 医療機関債発行の届出	該当なし	現在、医療機関債の発行は届出なしで行えるので、正確な発行件数も把握できない状況にある。ガイドライン遵守で行われているかどうか、チェックのためにも発行要項または、限定列举した項目を記載した届出を義務づけてはどうか。	(一案) 医療機関債発行に当たっては、発行後一ヶ月以内に厚生労働省医政局宛てに、発行日、発行総額、利率、償還期日、購入者人数等定められた内容を記載した届出を行う。